

名古屋市立大学医学部附属西部医療センター 病診連携システム実施要領

(目的)

第1条 名古屋市立大学医学部附属西部医療センター・西名古屋医師会病診連携システム（以下「本システム」という。）は、名古屋市立大学医学部附属西部医療センターと西名古屋医師会会員の開設または所属する医療機関との協力により、診療情報の疎通と医療の一貫性をはかり、以って地域医療の充実・発展に寄与することを目的とする。

(登録医)

第2条 本システムへの参加・登録は名古屋市立大学医学部附属西部医療センター（以下「当院」という。）に設置する運営事務局の登録様式を以て行う。

2 登録期間は一年とする。ただし、登録更新は毎年4月とし、双方異存がなければ自動延長するものとする。

第3条 登録医は当院の諸規則、規程等を遵守するものとする。

第4条 病院長は、登録医として不適当な行為があった場合は、西名古屋医師会会長と協議し登録を取り消すことができる。

(登録医の権限)

第5条 登録医は来院し紹介患者を診察することができる。ただし、診療についての病診職員に対する支持権限は持たないものとする。

当院の主治医および病棟師長は患者の診療、看護について登録医と積極的に意見を交換し、患者に適切な医療が行われるよう努める。

(紹介患者の手続き)

第6条 患者紹介は原則として本人に紹介状を持参させるものとする。

紹介患者の外来受診及び入院の手続きは当院の規定による。

なお、入院の要否は当院の診察した医師の判断に基づいて決定され、その決定は患者に説明すると共に登録医にも連絡するものとする。

(登録医への連絡)

第7条 登録医からの紹介患者については当院の各診療科医師は、検査結果、手術、入・退院などの必要事項につき報告し、綿密な連絡に努める。

(登録医の来院)

第8条 登録医は院外主治医として院内主治医と共同して紹介した入院患者を診察し、また、診療における検査・手術に参画することができる。ただし、次の事項を守るものとする。

(1) 診療のため来院するときは、あらかじめ地域医療連携室センターへ通知する。

(2) 来院中は、電子カルテ閲覧申請を行い登録医専用のセキュリティカードを利用するが、帰院時は返却するものとする。

(3) 診療時間は原則として土曜日、日曜日、祭日を除く午前9時から午後5時までとする。

第9条 登録医は、当院で行う研究会、研修会等に参加することができる。

(退院およびその後の治療、管理について)

第10条 紹介患者の退院に際して、主治医は地域医療連携センターを通じて登録医に連絡し、その患者の治療、管理について円滑な協力をはかるものとする。

(運営)

第11条 前記の事項を円滑に遂行するため、当院ならびに西名古屋医師会の代表者は必要に応じ随時、協議することとする。運営に関する実施上の事務については、当院地域医療連携室センターに事務局を設けこれにあたる。

附 則 この要領は、平成24年2月4日より、発効、実施する。

この要綱は、令和4年11月30日から施行する。(名称変更に伴い改定)